

医療費控除のマイナポータル連携について

とっても
簡単・便利！

毎年2月9日以降、申告する年分の1月から12月までの保険診療分（※）に係る
医療費情報を、マイナポータル連携を利用して取得・申告書に自動入力できます！



（※）保険診療分であっても、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。

1 マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします。

スマホに
マイナポータル
アプリをインストール



3 確定申告書の作成・提出

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、マイナポータル連携を利用すると、**自動入力・自動計算**で、医療費控除を適用した申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。

申告書の作成・提出
はこちから



作成コーナー



動画で見る確定申告

マイナポータルの利用者登録をはじめとする事前準備の操作方法やマイナポータル連携を利用して、医療費控除の入力を行う方法などを動画でご案内しています。

詳細はこちから



2 家族分の医療費情報を取得する場合は、マイナポータルで代理人の登録

事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことで、申告に含めることができるご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得し、申告書に**自動入力**できます。



POINT

- ✓ 代理人の登録には、
ご家族の方のマイナンバーカードが必要です。
- ✓ ご家族自身も事前にマイナポータルの利用者登録が必要です。

